

## 広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車小売業	
適用する使用者	広島県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より (青字及び赤字は事務局にて加筆)	
<b>I 59 機械器具小売業のうち</b>	
<b>I 590 管理、補助的経済活動を行う事業所（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る）</b>	
I 5900 主として管理事務を行う本社等	
I 5908 自家用倉庫	
I 5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
<b>I 591 自動車小売業</b>	
I 5911 自動車（新車）小売業	
I 5912 中古自動車小売業	
I 5913 自動車部分品・附属品小売業	
I 5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（ <b>県最賃適用</b> ）	
<b>L7282 純粋持株会社（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る）</b>	

### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者